

**(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業**

**募 集 要 項**

**令和2年1月10日**

**【令和2年2月28日修正】**

**盛 岡 市**

本募集要項（以下「募集要項」という。）は、盛岡市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、令和元年 11 月 29 日に特定事業として選定した「（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザル（以下「本募集」という。）を実施するに当たり、本事業及び本募集に係る条件を提示するものである。

次に示す別添資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）であり、令和元年 8 月 23 日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本募集の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」によって修正されるべき事項については、募集要項等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

別添資料 1 「要求水準書」

別添資料 2 「様式集」

別添資料 3 「優先交渉権者決定基準」

別添資料 4 「基本協定書（案）」

別添資料 5 「事業契約書（案）」

## 目次

第1章 特定事業に関する事項	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者の名称	1
3 本事業の目的	1
4 事業の内容	1
5 事業のスケジュール	3
6 法令等の遵守	3
第2章 応募者の備えるべき参加資格要件	4
1 応募者の構成等	4
2 応募者の参加資格要件(共通)	4
3 応募者の参加資格要件(業務別)	5
4 参加資格の確認基準日	8
5 参加資格の喪失	8
6 特別目的会社（SPC）との契約手続	9
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 事業者の募集及び選定の手順	10
2 提案における留意事項	13
第4章 提案条件に関する事項	16
1 立地条件	16
2 施設要件等	16
3 事業計画に関する条件	17
第5章 審査及び選定に関する事項	18
1 事業審査委員会	18
2 選定方法	18
3 審査の方法	18
4 優先交渉権者の決定	19
5 募集の中止	19
6 優先交渉権者を決定しない場合	19
7 次点交渉権者との協議	19
8 結果の通知及び公表	19
第6章 事業契約に関する事項	20
1 基本協定の締結	20
2 事業者との特定事業仮契約の締結	20
3 事業契約に係る議会の議決（本契約）	20
4 契約を締結しない場合	20
5 費用の負担	20
6 契約保証金	20

7 金融機関と市の協議（直接協定） .....	20
第7章 事業実施に関する事項 .....	21
1 誠実な事業の遂行 .....	21
2 市による本事業の実施状況の確認 .....	21
3 支払い手続 .....	21
4 問合せ及び書類提出先 .....	21
別紙1 事業用地図 .....	22
別紙2 提案金額の算定方法 .....	24
1 サービス対価の構成 .....	24
2 サービス対価の算定方法 .....	25
別紙3 サービス対価の支払方法 .....	29
1 サービス対価の支払い方法 .....	29
2 サービス対価の改定 .....	30
別紙4 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法 .....	34
1 モニタリングの基本的な考え方 .....	34
2 設計・建設に関するモニタリング .....	34
3 維持管理・運営に関するモニタリング .....	35

## 第1章 特定事業に関する事項

### 1 事業名称

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業

### 2 公共施設の管理者の名称

盛岡市長 谷藤 裕明

### 3 本事業の目的

現在の都南学校給食センターは、昭和59年に供用開始した以降、小規模な修繕や一部機器の入れ替えによって機能を維持してきたが、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に適合しない部分が多々あること、機器の老朽化に伴い故障が多発していることなど、供用開始後35年が経過し、大規模な施設改修工事や改築などの必要性が高まっており、また、近年重要な課題となっている食物アレルギー対応についても、スペースの不足等により代替食や除去食での対応ができない状態にある。一方、都南学校給食センターと同様、まだドライ方式となっていない単独調理場が供給機能停止等に陥った場合の対策が急務となっている。

また、盛岡地域の中学校で行われている給食自由選択方式は、様々な課題があることから、その実施方法を見直し、「全員に同じ給食が提供される方式」により実施することとしたことに伴い、盛岡地域の一部の中学校にも、今回整備する新たな施設から給食を提供することとした。

このようなことから、新たな給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

## 4 事業の内容

### (1) 施設の概要

事業用地	盛岡市向中野字幅地内
敷地面積	約10,000㎡
提供食数	一日当たり最大8,500食
対象校	盛岡市内の小学校9校及び中学校8校（合計17校）

### (2) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が市と特定事業契約（以下「事業契約」という。）を締結し、本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移転した後、本施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

### (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ア 設計・建設期間   | 令和3年1月1日～令和5年1月31日        |
| イ 開業準備期間    | 令和5年2月1日～令和5年3月31日        |
| ウ 維持管理・運営期間 | 令和5年4月1日～令和20年3月31日(15年間) |

なお、本事業終了後の次期事業方式は、必要に応じて事業者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

#### (4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- ア 設計業務
  - (ア) 事前調査業務
  - (イ) 建築本体（建築本体，建築付帯設備等）に係る設計業務
  - (ウ) 厨房設備に係る設計業務
  - (エ) 工事開始までに必要な関連諸手続
- イ 建設業務
  - (ア) 建設工事業務
  - (イ) 厨房設備の調達・設置業務
  - (ウ) 引渡業務
- ウ 工事監理業務
- エ 各種物品調達等業務
  - (ア) 各種物品の調達・設置業務
  - (イ) 物品管理台帳等の作成業務
- オ 学校配膳室の改修業務
- カ 開業準備業務
- キ 維持管理業務
  - (ア) 建築物保守管理業務
  - (イ) 建築設備保守管理業務
  - (ウ) 厨房設備保守管理業務
  - (エ) 施設物品保守管理等業務
  - (オ) 外構等保守管理業務
  - (カ) 清掃業務
  - (キ) 警備業務
- ク 運営業務
  - (ア) 検収補助業務
  - (イ) 調理等業務
  - (ウ) 配送・回収業務
  - (エ) 洗浄・残菜等処理業務
  - (オ) 衛生管理業務
  - (カ) 運営物品等更新業務
  - (キ) 食育支援業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ア 提供食数の決定
- イ 献立作成
- ウ 食材調達及び検収
- エ 検食
- オ 主食（パン、麺）・牛乳・直送品の配送
- カ 配膳（各学校での配膳）
- キ 給食費の徴収管理
- ク 児童・生徒への食育業務
- ケ 施設見学等の対応

#### (5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

- ア 市は、本事業において、学校施設環境改善交付金（文部科学省）及び学校教育施設等整備事業債の活用を想定している。交付金及び起債による調達分について、市は、市への本施設の所有権移転後、建設業務に係る対価の一部として、事業者に一括で支払う。
- イ 市は、設計業務及び建設業務等に係る対価として、アを控除した額を、維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ウ 市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価を、維持管理・運営期間にわたり事業者を支払う。

### 5 事業のスケジュール

基本協定の締結	令和2年8月上旬
特定事業仮契約の締結	令和2年10月上旬
特定事業契約に係る議会議決（本契約締結）	令和2年12月
設計・建設期間	令和3年1月1日～令和5年1月31日
引渡し	令和5年1月31日
開業準備期間	令和5年2月1日～令和5年3月31日
維持管理・運営期間	令和5年4月1日～令和20年3月31日
本事業の終了	令和20年3月31日

### 6 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、選定事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

## 第2章 応募者の備えるべき参加資格要件

### 1 応募者の構成等

#### (1) 応募者の構成

ア 応募者は、本事業の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、厨房設備の調達・設置業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者、及び運營業務に当たる者を含む複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とすること。

イ 応募グループは、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。なお、応募グループは、構成員のみとすることも可とする。

ウ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、当該代表企業が応募手続等を行うこと。

エ 構成企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに市に通知すること。

オ 構成企業に盛岡市内に本社を有する者を1者以上入れること。

#### (2) 代表企業・構成員・協力企業の表明

応募者は、参加資格審査申請時に代表企業、構成員、及び協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

#### (3) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

#### (4) 複数提案の禁止

応募者の構成企業及びこれらの企業と資本面又は人事面において関係のある者は、他の応募者の構成企業になることができない。

### 2 応募者の参加資格要件(共通)

応募者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) P F I 法第 9 条の規定に該当する者
- (2) 盛岡市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- (4) 事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関係のある者
- (5) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者
  - ア パシフィックコンサルタンツ株式会社
  - イ 日比谷パーク法律事務所
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
    - (ア) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の認定を受けている者を除く。
    - (イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の認定を受けている者を除く。
    - (ウ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
    - (エ) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
  - イ 役員のうち次に該当する者がある法人
    - 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号の規定に該当する者。

### 3 応募者の参加資格要件（業務別）

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、厨房設備の調達・設置、工事監理、維持管理、及び運営の各業務に当たる者は、上記 2 の要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

#### (1) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者（学校配膳室の改修設計業務に当たる者を含む）は、次のアからオまでの要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次のアからオまでの要件を満たし、他の者は次のア及びイを満たすこと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。  
※「相当の知識を有している者」とは、HACCP 対応施設（HACCP の認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設設計の完了若しくは運営した実績、ドライシステムの学校給食施設若しくはドライシステムの民間調理施設の実施設設計の完了若しくは運営した実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績又は HACCP に関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。
- エ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の実施設設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合に限る。
- オ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、学校給食施設又は集団調理施設の実施設設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合に限る。

## (2) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者（学校配膳室の改修工事業務に当たる者を含む）は、次のアからエまでの要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は構成員とし、かつ次のアからエまでの要件を満たし、他の者はア及びイを満たすこと。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- イ 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- ウ 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）において、甲 A に登録されている者であること。
- エ 平成 21 年 4 月 1 日以降に、公共施設（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築工事）の工事を施行した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

## (3) 厨房設備の調達・設置業務に当たる者

厨房設備の調達・設置業務に当たる者は、次のア及びイの要件を満たすこと。また、厨房設備の調達・設置業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が次のア及びイの要件を満たすこと。なお、この場合、構成員が 1 者含まれれば、他の者は協力企業とすることも可とする。

- ア 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- イ 厨房設備の調達・設置業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

#### (4) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、次のアからオまでの要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は次のアからオまでの要件を満たし、他の者は次のア及びイを満たすこと。

- ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- ウ HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ 平成21年4月1日以降に、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合に限る。
- オ 平成21年4月1日以降に、学校給食施設又は集団調理施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率の場合に限る。

#### (5) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、次のア及びイの要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が次のア及びイを満たすこと。

- ア 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- イ 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

#### (6) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は、次のアからウまでの要件を満たすこと。ただし、運営業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は、次のアからウまでの要件を満たし、他の者は次のアを満たすこと。

- ア 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- イ HACCP対応に対する相当の知識を有していること。
- ウ 7,000食以上の学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。

#### (7) その他業務に当たる者

その他業務に当たる者は、次のア及びイの要件を満たすこと。

- ア 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、市の入札参加資格を有さない者の参加については、後段(8)を参照のこと。
- イ その他業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可，登録，認定等）及び資格者を有すること。

#### (8) 市の入札参加資格を有さない者の参加

- ア 担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に該当する業種がある者

市の入札参加資格者名簿に登録されていない者で、担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に該当する業種がある者は、1月31日（金）～2月28日（金）に予定されている市の入札参加資格申請の受付期間内に、入札参加資格の登録申請を行い、受理票の写しを本事業の参加資格審査時に提出すること。申請方法及び必要書類については、市のホームページを確認すること。なお、6月1日（月）に公表予定の入札参加資格審査の結果により、市の入札参加資格を有しないとされた者については、本事業の参加資格を喪失するものとする。

- イ 担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に類似する業種がある者

市の入札参加資格者名簿に登録されていない者で、担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に類似する業種がある者は、上記アに定めるとおり、市の入札参加資格の登録申請を行うこと。なお、「類似する業種」に該当するか否かの判断は市が行う。当該応募者は事前に第7章の4に定める連絡先に問合せを行い、市の確認を得ること。

- ウ 担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に該当又は類似する業種がない者

市の入札参加資格者名簿に登録されていない者で、担当する業務について、市の入札参加資格者名簿に該当又は類似する業種がない者は、「参加資格確認書」（別添資料2「様式集」様式1-2）で定める書類を提出すること。

### 4 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とする。

### 5 参加資格の喪失

参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。この場合において、市は当該応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該応募者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業を除いた上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うものとする。

## 6 特別目的会社（SPC）との契約手続

### (1) 契約手続

市は、優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。優先交渉権者は、基本協定に従い特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立する。市は当該SPCを選定事業者とし、当該SPCと随意契約により事業契約を締結する。

### (2) 特別目的会社（SPC）の設立等の要件

ア 優先交渉権者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてSPCを盛岡市内に設立すること。

イ 応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、構成員以外の者がSPCへ出資することは認めない。また、代表企業のSPCへの出資比率は、出資者中最大とすること。

ウ すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定の手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
令和2年1月10日（金）	募集要項等の公表
令和2年1月21日（火）	募集要項等に関する説明会
令和2年1月27日（月） ～1月31日（金）	募集要項等に関する質問の受付
令和2年2月14日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答 （本事業の参加資格に関するもの）
令和2年2月28日（金）	募集要項等に関する質問に対する回答 （本事業の参加資格に関するものを除く）
令和2年3月2日（月）	参加表明書，参加資格審査申請書類の受付
令和2年3月18日（水）	参加資格審査結果の通知
令和2年3月23日（月） ～3月31日（火）	事業用地及び対象校の現地見学期間
令和2年4月16日（木）	参加資格審査通過者との対話の実施
令和2年4月24日（金）	対話による共有認識事項・質問回答等の通知
令和2年6月5日（金）	提案書類の受付
令和2年7月中旬	応募者に対するプレゼンテーション及びヒアリング
令和2年7月下旬	優先交渉権者決定及び公表
令和2年8月上旬	基本協定の締結
令和2年10月	特定事業仮契約締結
令和2年12月	事業契約に係る議会の議決（本契約）

##### (2) 応募手続等

###### ア 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項，要求水準書，様式集，優先交渉権者決定基準，基本協定書（案），及び事業契約書（案）（以下「募集要項等」という。）を公表する。募集要項等は事業者において，市ホームページからダウンロードすること。募集要項等の公表以降の予定は，随時ホームページに公表する。

###### イ 配付資料の配付

別添資料3「要求水準書」の配付資料を希望する事業者に対して，資料の配付を行う。

(ア) 配付期間 令和2年1月10日(金)～1月31日(金)

(イ) 配付場所 第7章の4を参照のこと。

(ウ) 受取方法

市に事前に電話連絡の上、受け取りに来ること。なお、受け取り時に「配付資料に関する誓約書」(別添資料2「様式集」様式1-2)を提出すること。

#### ウ 募集要項等に関する説明会

本事業に参加を希望する事業者に対して、募集要項等に関する説明会を開催する。

(ア) 日 時 令和2年1月21日(火)午後2時～

(イ) 場 所 盛岡市役所都南分庁舎3階 研修室

(ウ) 申し込み方法

令和2年1月17日(金)午後5時までに、電子メールにより必要事項を記載のうえ市へ提出すること。(別添資料2「様式集」様式1-1)

※募集要項等は各自印刷の上、持参すること。説明会で募集要項等の配布は行わない。

#### エ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間 令和2年1月27日(月)～令和2年1月31日(金)午後5時

(イ) 受付方法 電子メールにより市へ提出すること。(別添資料2「様式集」様式1-3)

(ウ) 提出先 第7章の4を参照のこと。

#### オ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等の内容等に関する質問に対する回答については、本事業の参加資格に関する回答を令和2年2月14日(金)、本事業の参加資格に関するものを除く回答を令和2年2月28日(金)までに市ホームページにおいて公表する。

#### カ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、本事業に係る参加資格の審査を受けること。

(ア) 提出書類 別添資料2「様式集」様式2-1～2-13を参照のこと。

(イ) 提出方法

a 提出期間 令和2年3月2日(月)午前9時～午後5時

b 提出方法 持参によるものとする。

c 提出先 第7章の4を参照のこと。

#### キ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は応募者の代表企業に対して、令和2年3月18日(水)までに書面により通知する。なお、市は、参加資格審査通過者に受付番号を通知する。参加資格通過者は、以降、本事業への参加に当たりこの受付番号を使用すること。

ク 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (ア) 提出期間 令和2年3月19日（木）～令和2年3月24日（火）午後5時
- (イ) 提出方法 持参によるものとする。なお、様式は任意とする。（代表企業の代表社印を要する。）
- (ウ) 提出先 第7章の4を参照のこと。
- (エ) 市は説明を求められた場合、説明を求めた応募者の代表企業に対して、令和2年4月10日（金）までに書面により回答する。

ケ 事業用地及び対象校の現地見学

参加資格審査通過者のうち、希望する応募者に対して、事業用地及び対象校配膳室の見学機会を設ける。次の期間において、1グループにつき2日間を現地見学の期間とすることを予定している。

- (ア) 見学期間  
令和2年3月23日（月）～3月31日（火）
- (イ) 申し込み方法

市は、参加資格審査の申請者に対し、「現地見学実施要領」を配付する。見学を希望する者は、「現地見学実施要領」に従い、令和2年3月9日（月）午後5時までに申し込みを行うこと。

コ 参加資格審査通過者との対話の実施

(ア) 対話の目的

市は、参加資格審査通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

(イ) 対話参加者

参加資格審査通過者のうち、対話を希望する応募者。

(ウ) 対話への参加申込方法

市は、参加資格審査の申請者に対し、「対話実施要領」を配付する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、令和2年3月9日（月）午後5時までに申し込みを行うこと。なお、対話への参加は応募者の任意であり、対話参加の有無によって参加が妨げられるものではない。

(エ) 対話における議題・質問等の受付

市は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、市及び応募者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、応募者が対話の場で図面、資料等を提示することも可とする予定である。

対話における議題・質問等の事前提出については、「対話実施要領」を参照のこと。

(オ) 対話実施日

令和2年4月16日（木）

(カ) 対話による共通認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、令和2年4月24日（金）までに、対話を行った全ての応募者に書面により通知又は、市ホームページにおいて公表する。ただし、応募者の提案ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、質問者に対して個別に回答を行い、非公開とする。

サ 提案書類の受付

本事業に関する提案書類を次のとおり受け付ける。なお、一度提出された提案書類については、変更等（修正、差換え等）を認めないものとする。

(ア) 提出日時 令和2年6月5日（金）午前9時～午後5時

(イ) 提出方法 持参によるものとする。

(ウ) 提出書類 別添資料2「様式集」様式4-1～11-5を参照のこと。

(エ) 提出先 第7章の4を参照のこと。

シ 応募者に対するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類の審査に当たって、応募者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施時期は令和2年7月中旬を予定している。日時、場所、プレゼンテーション及びヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

ス 優先交渉権者決定・公表

提出された提案書類について総合的に評価を行い、（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業審査委員会（以下「事業審査委員会」という。）の審査を経て優先交渉権者を決定する。なお、審査結果は市のホームページにおいて公表する。

セ 事業契約締結

市は、優先交渉権者が設立するSPCと特定事業仮契約を締結する。

特定事業仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

## 2 提案における留意事項

### (1) 公正性の確保

応募者は、次の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

ア 応募に当たって、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 応募に当たって、応募者は競争を制限する目的で他の応募者と提案金額及び提案内容等

についていかなる相談も行わず、独自に提案金額及び提案内容等を定めなければならない。  
ウ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案金額及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

エ 応募者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、事業審査委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

## (2) 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

## (3) 提案書類作成要領

提案書類を作成するに当たっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

## (4) 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出に至るまでに、別添資料2「様式集」様式3を担当まで提出すること。

## (5) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 参加資格がない者又は市が参加資格の確認結果を通知する書類を受領しなかった者が行った提案。

イ 参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者が行った提案。

ウ 参加資格確認後、提案書類提出日までに参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している応募者が行った提案。

エ 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案。

オ 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案。

カ 明らかに連合によると認められる提案。

キ その他提案の条件に違反した提案。

## (6) 提案書類の取り扱い

### ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、市は業務提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、採択に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法，運営方法等を使用した結果生じた責任は，原則として応募者が負うものとする。

## 第4章 提案条件に関する事項

### 1 立地条件

ア 事業用地	盛岡市向中野字幅地内
イ 用途地域	市街化区域, 準工業地域
ウ 建ぺい率	60%
エ 容積率	200%
オ 敷地面積	約 10,000 m <sup>2</sup>

### 2 施設要件等

#### (1) 施設要件

本施設に必要な機能は、次表のとおりとする。

詳細は、要求水準書を参照のこと。

区分		必要とする主な諸室	
建築施設	給食 エリア	汚染作業 区域	食材搬入用プラットホーム, 荷受室, 検収室, 冷蔵庫(室)・冷凍庫(室), 食品庫・調味料庫, 各下処理室, 皮剥室, 調味料計量室, 米庫, 洗米室, 器具等洗浄室, 新油庫・廃油庫, 可燃・不燃ごみ庫, 回収用風除室, 洗浄室(汚染作業区域), 物品庫, 残菜処理室
		非汚染 作業 区域	煮炊き調理室, 揚物・焼物・蒸物室, 和え物室, アレルギー専用調理室, 炊飯室, 器具等洗浄室, コンテナ室, 洗浄室(非汚作業区域)
		その他 区域	汚染作業区域前室, 非汚染作業区域前室, 調理業務従事者用更衣室, 調理業務従事者用便所, 調理業務従事者用休憩室, 洗濯・乾燥室, 運転手控室
	一般 エリア	市職員 専用部分	市職員用事務室, 給湯室, 更衣室, 書庫
		事業者 専用部分	事業者用事務室, 等
		共用 部分	玄関, 廊下, 来客用便所, 多目的室, 献立試作室, 階段, エレベーター, 倉庫, 機械室
付帯施設		排水処理施設, 駐車場, 駐輪場, 植栽, 構内通路, 門扉及び塀又は柵	

#### (2) 提供食数

1日の最大8,500食(その内, アレルギー対応食は85食)とする。

#### (3) 配送校

小学校 (9校)	見前小学校, 飯岡小学校, 羽場小学校, 永井小学校, 手代森小学校, 津志田小学校, 見前南小学校, 都南東小学校, 向中野小学校
中学校 (8校)	見前中学校, 飯岡中学校, 乙部中学校, 見前南中学校, 仙北中学校, 大宮中学校, 河南中学校, 城東中学校

※今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象校の変更が予定されている。対象校の変更に伴い、提供食数や配送ルート等が変更となる場合は、市と事業者と協議の上、要求水準の変更に伴う契約変更も想定している。

**(4) 生徒数・学級数等**

児童・生徒・職員数及び学級数等は、要求水準書を参照のこと。

**(5) 献立方式等**

ア 通常食の献立は、主食、主菜、副菜、汁物（煮物）、果物（デザート）とし、主菜（焼物又は蒸し物、揚物）のみ2献立とする。

イ 主食は、全日ご飯のみを予定しており、本施設で炊飯を行う。なお、将来的に主食として、パン・麺を提供する場合は、市が委託する業者により学校へ直送する。

**(6) 施設稼働日数**

施設稼働日数は、1年で195日程度を予定している。

なお、給食提供日数は、1年で小学校175日程度、中学校170日程度を予定している。

**3 事業計画に関する条件**

**(1) 提案価格**

ア 提案価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を提案価格とすること。提案価格の算定方法等については、別紙2「サービス対価の算定方法」及び別紙3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

イ 交付金及び起債の考え方

交付金及び起債の考え方については、別紙2「サービス対価の算定方法」及び別紙3「サービス対価の支払方法」を参照のこと。

**(2) 提案上限額**

本事業の提案上限額は次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

9,772,156千円

## 第5章 審査及び選定に関する事項

### 1 事業審査委員会

学識経験者及び市職員で構成する事業審査委員会が提案書類等の審査を行い、市は、事業審査委員会の審査により選定された最優秀提案を基に、優先交渉権者を決定する。

事業審査委員会は次の委員で構成される。なお、事業審査委員会は非公開とする。

委員長	岩田 智	岩手県立大学 宮古短期大学部 教授
副委員長	石井 敏	東北工業大学工学部 建築学科 教授
委員	秦 希久子	盛岡大学栄養科学部 栄養科学科 准教授
	豊岡 勝敏	盛岡市教育委員会 教育部長
	加藤 英樹	盛岡市財務部 資産経営課長

### 2 選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、優先交渉権者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、運営能力、事業計画能力及び市の財政支出額等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で実施する。

### 3 審査の方法

#### (1) 資格審査

参加表明時に提出する参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

#### (2) 提案審査

あらかじめ設定した別添資料3「優先交渉権者決定基準」に従って、事業審査委員会において提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案、次に点数の高い提案を次点提案として選定する。なお、評価項目や評価方法は、別添資料3「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

#### (3) 審査事項

審査事項は別添資料3「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

#### (4) 審査結果

審査結果は公表する。

#### **4 優先交渉権者の決定**

市は、事業審査委員会の審査結果を基に選定された最優秀提案者を優先交渉権者、次点提案者を次点交渉権者として決定する。

#### **5 募集の中止**

応募者が1者の場合も選定手続を行う。ただし、募集妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により選定手続を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、執行延期、再募集又は取り止め等の対処を図る場合がある。

#### **6 優先交渉権者を決定しない場合**

事業者の募集及び選定の過程において、応募者が無い等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

#### **7 次点交渉権者との協議**

##### **(1) 契約の内容に関する協議が成立しない場合**

市は、優先交渉権者との間で契約の内容に関する協議が成立しない場合、次点交渉権者と協議を行う。

##### **(2) 契約締結までに優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合**

市は、契約締結までに優先交渉権者が第2章で定める要件を欠くに至った場合は、次点交渉権者と協議を行う。

#### **8 結果の通知及び公表**

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

## 第6章 事業契約に関する事項

### 1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案書類に基づき、基本協定を締結する。基本協定（別添資料4「基本協定書（案）」）の締結により、優先交渉権者を事業者とする。

### 2 事業者との特定事業仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて事業者が設立したSPCと本事業についての事業契約（別添資料5「事業契約書（案）」）の仮契約を締結する。

### 3 事業契約に係る議会の議決（本契約）

特定事業仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

### 4 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、優先交渉権者の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合、市は優先交渉権者と事業契約を締結しない。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合で、当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業を除いた上で、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結するものとする。

### 5 費用の負担

契約書の作成に係る優先交渉権者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者又は事業者の負担とする。

### 6 契約保証金

契約保証金は、施設整備費（サービス対価A及びBの元本）の合計金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上を納付するものとする。詳細は、別添資料5「事業契約書（案）」を参照すること。

### 7 金融機関と市の協議（直接協定）

市は、事業の継続性を確保する目的で事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者と資金提供を行う金融機関と協議し、直接協定を締結する。

## 第7章 事業実施に関する事項

### 1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### 2 市による本事業の実施状況の確認

#### (1) 業務の実施状況の確認（モニタリング）

ア 市は、設計及び建設業務並びに維持管理及び運営業務の実施状況の確認について、別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより実施する。

イ 維持管理及び運営業務の実施状況の確認の詳細については、別紙4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

#### (2) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙4「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定める。

### 3 支払い手続

支払い手続については、別紙3「サービス対価の支払い方法」に定める。

### 4 問合せ及び書類提出先

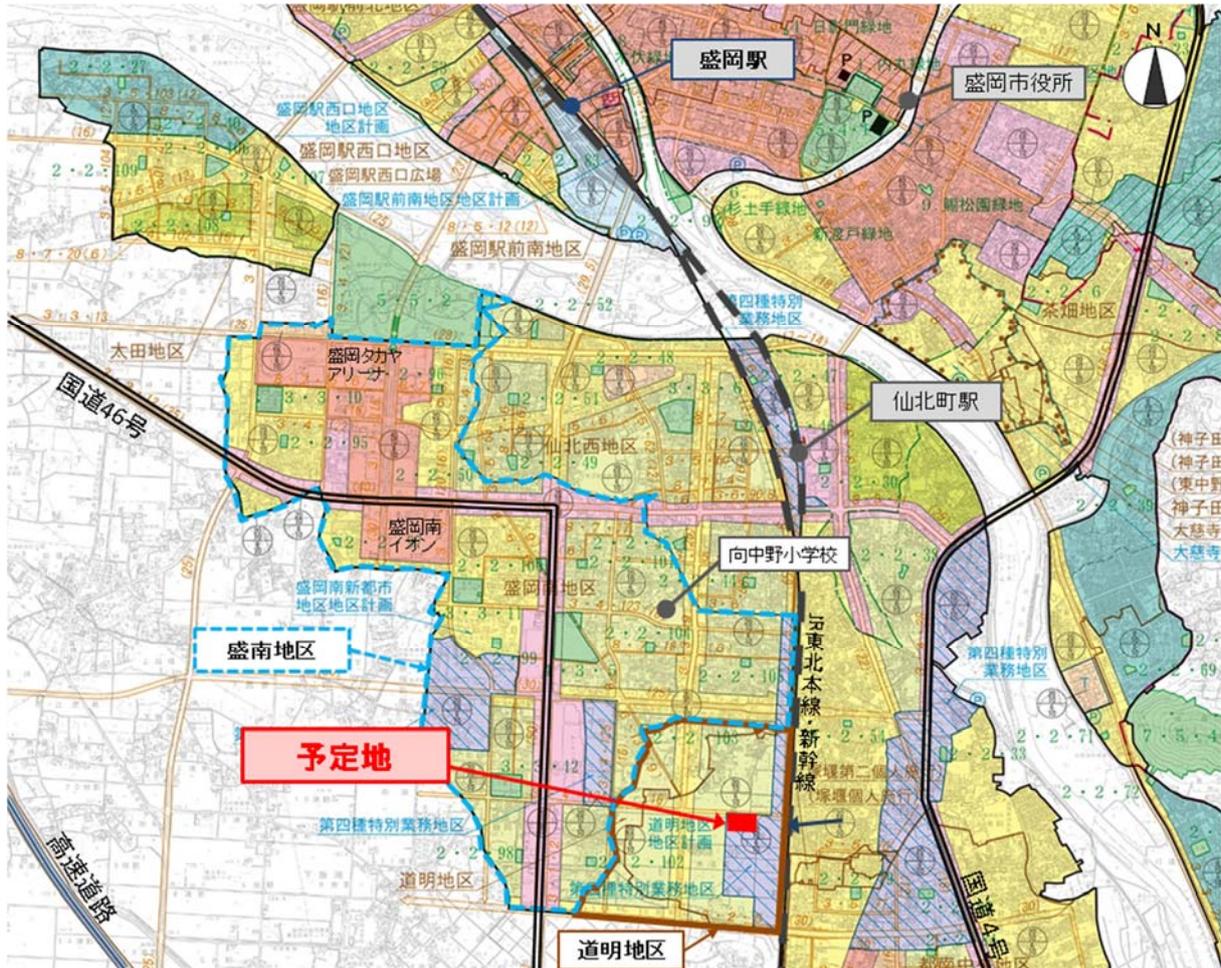
本募集要項等に関する問合せ及び書類提出先は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 盛岡市教育委員会事務局学務教職員課
- (2) 住 所 〒020-8532 岩手県盛岡市津志田 14-37-2 都南分庁舎 3階
- (3) 電 話 019-651-4111（内線 7367）
- (4) F A X 019-637-8193
- (5) 電子メールアドレス edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp
- (6) ホームページアドレス

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kosodate/kyoiku/lunch/1028346/index.html>

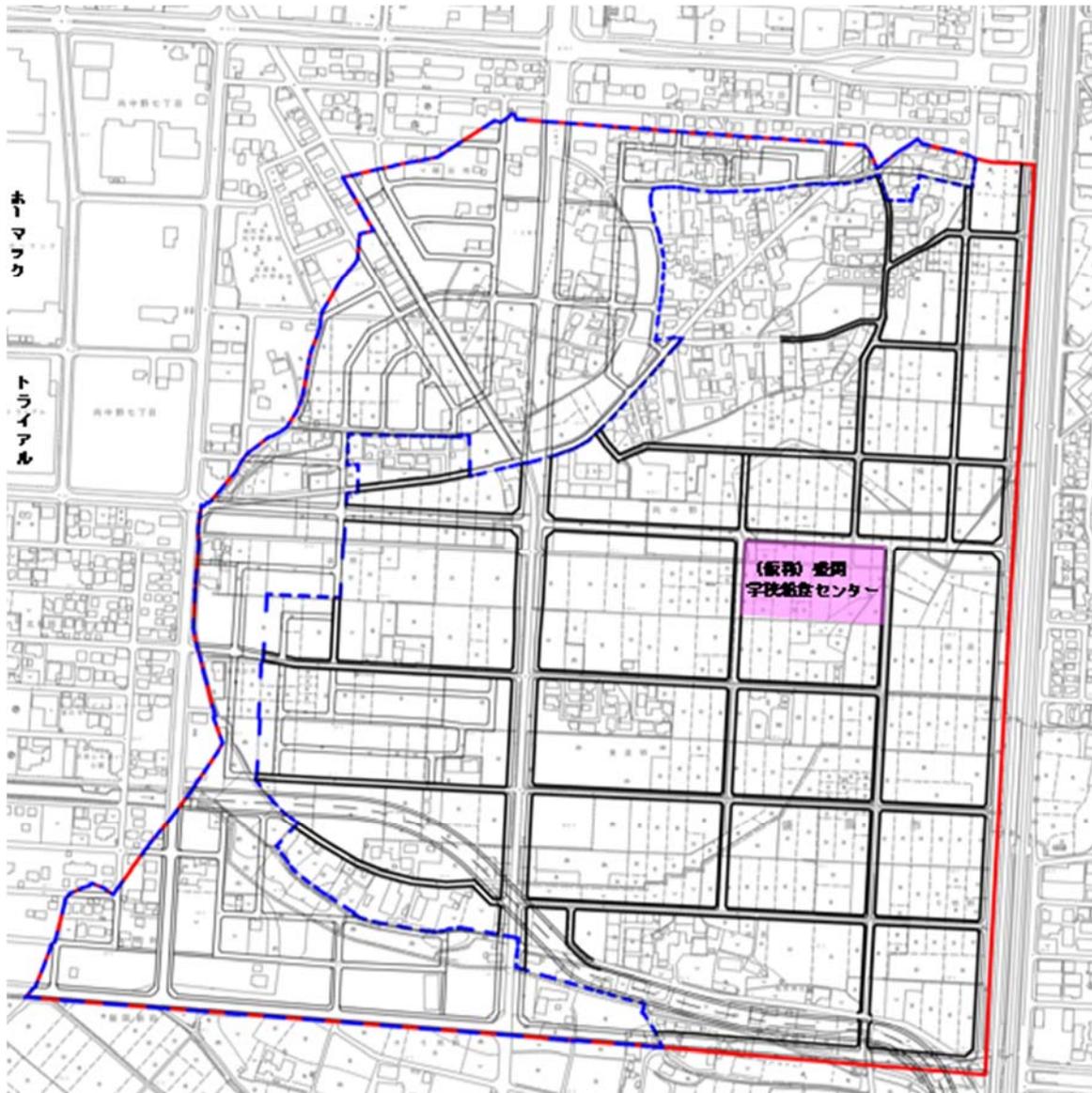
# 別紙1 事業用地図

## 事業用地位置図（広域）



本図面は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図（1/10,000）を複製したものである。（承認番号）平成29年8月21日岩手県指令都第8-5号

### 事業用地位置図（詳細）



本図面は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図（1/2, 500）を複製したものである。（承認番号）平成 29 年 8 月 21 日岩手県指令都第 8-5 号

## 別紙2 提案金額の算定方法

### 1 サービス対価の構成

市が事業者を支払うサービス対価は次のとおりとする。

【表 サービス対価の構成】

項目		内容	
サービス対価	サービス対価A	①文部科学省学校施設環境改善交付金対象となる費用 ②起債対象となる費用 ・建設業務に係る費用	
	サービス対価B	①建設業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②設計業務に係る費用 ③工事監理業務に係る費用 ④各種物品調達等業務に係る費用 ⑤学校配膳室の改修業務に係る費用 ⑥開業準備業務に係る費用 ⑦その他の費用 ・工事中金利，融資手数料，設計・建設期間中の保険料・諸経費 等 ⑧割賦金利	
	サービス対価C	①学校給食調理 固定費	以下の費用について，事業者が固定費又は変動費として算定し提案する。 ア 維持管理業務に係る費用 イ 運営業務に係る費用 ウ S P C経費 等
		②学校給食調理 変動費	
		③配送車の燃料費	
④光熱水費			
	⑤修繕・更新費		

※ 消費税率が変更された場合には，変更後の税率に基づき適切に支払うものとする。

## 2 サービス対価の算定方法

### (1) サービス対価Aの算定方法

建設業務に係る対価のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、次のとおり算定し、提案を行うものとする。

なお、次のとおり算定したサービス対価Aについて、市が受ける交付金の交付額や、市の起債額によらず、市は提案額を支払うものとする。

【表 サービス対価Aの算定方法】

項目		内容
サービス対価A (①+②)	ア 文部科学省学校施設環境改善交付金	①交付金想定額：344,547千円（税込） （交付対象額：824,558千円（税込））
	イ 起債による一括支払金	②起債 （交付対象額－交付金想定額）×75%＋ （起債対象額－交付対象額）×75%

### (2) サービス対価Bの算定方法

設計業務、建設業務、工事監理業務、各種物品調達等業務、学校配膳室の改修業務、開業準備業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価Bは、応募者が提案する別紙2の1に示すサービス対価B①～⑦を割賦元金とし、応募者が提案する割賦金利を加え、15年間の元利均等方式によって算定するものとする。

【表 サービス対価の算定方法】

項目	内容
ア 割賦元金	サービス対価B①～⑦
イ 割賦金利	基準金利＋スプレッド（応募者の提案による利鞘）

基準金利は、次のとおりとする。

【表 基準金利】

項目	内容
ア 提案時の基準金利	午前10時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート17143頁に公表される6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)スワップレートとする。 なお、提案時の基準金利は0.091%とする。
イ 金利確定日	本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前 なお、金利確定日の基準金利がマイナスとなっていた場合には、基準金利は0%と見なすものとする。

### (3) サービス対価Cの算定方法

#### ア サービス対価Cの算定方法

維持管理業務及び運営業務に係る対価であるサービス対価Cは、次のとおり構成される。それぞれ次のとおり算定し、提案を行うものとする。

【表 サービス対価の算定方法】

項目		内容
サービス対価C	①学校給食調理 固定費	a 施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及びSPC経費等に係る費用が含まれることを想定している。 b 固定費は、各年度、応募者が提案する一定の額とする。
	②学校給食調理 変動費	a 提供食数に応じて変動する人件費等に係る費用が含まれることを想定している。 b 変動費は、各期における合計の提供食数（後述イ「提供給食数の考え方」を参照のこと。）に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費は適切な金額を設定すること。
	③配送車の 燃料費	a 配送車に使用する燃料費を想定している。 b 配送車の燃料費は、応募者が提案する燃料単価に応募者が提案する使用量を乗じた額とする。 c 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。ただし、今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象校の変更が予定されているため、対象校の変更に伴うルート変更による実使用量の超過分については、市の負担とする。
	④光熱水費	a 施設内で必要となる光熱水費を想定している。 b 光熱水費は、応募者が提案する電気、ガス、水道等の単価に応募者が提案する使用量を乗じた額とする。 c 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合に、超過分についての光熱水費は支払わない。なお、今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象校の変更が予定されているが、対象校変更に伴う食数の増加分については別紙2「年間提供食数」に見込まれているため、対象校の変更に伴う実使用量の超過分についても、市は支払わないものとする。
	⑤修繕・更新費	a 本施設で必要となる修繕・更新費を想定している。 b 市は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、応募者が提案した各年度の金額を、各年度終了後に一括して支払う。

イ 提供給食数の考え方

(ア) 年間提供食数

学校給食調理の固定費及び変動費は、次の年間合計提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。

【表 年間提供食数の推定値】

年度	期間	年間合計提供食数
令和5年度	4月～3月	1,257,218食
令和6年度	4月～3月	1,247,433食
令和7年度	4月～3月	1,236,233食
令和8年度	4月～3月	1,230,783食
令和9年度	4月～3月	1,430,395食
令和10年度	4月～3月	1,427,670食
令和11年度	4月～3月	1,418,640食
令和12年度	4月～3月	1,407,700食
令和13年度	4月～3月	1,388,345食
令和14年度	4月～3月	1,388,345食
令和15年度	4月～3月	1,388,345食
令和16年度	4月～3月	1,388,345食
令和17年度	4月～3月	1,388,345食
令和18年度	4月～3月	1,388,345食
令和19年度	4月～3月	1,388,345食
事業期間 合計食数		20,374,485食

(イ) 提供対象者数の保証

市は、維持管理・運営期間中に提供する給食数について、各年度毎（5月1日時点）の対象者数（事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数）が6,000人以上となることを前提に提案書を求めることとする。

(ウ) 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し提供月の前月20日頃までに予定する給食数の概数（以下「予定給食数」という。）を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等により、予定する提供食数に変更がある場合、市は、事業者に対し提供実施日の3稼動日前の16時までに実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を提示する。

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）は200食以内を基本とする。変更給食数が200食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が-200食を下回る場合、事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動費を算定する。

なお、予定給食数においては、6,000食/日未満の提示もあり得るが、市はこの部分

について何ら保証するものではないことに留意すること。

(エ) 実際の提供給食数と変動費の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動費の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

【表 実際の提供食数と変動費の算定の関連性】

変更給食数	提供給食数	変動費の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
+200 食超	予定給食数 +200 食 +事業者の応諾した食数	同左
-200 食超	実施給食数	予定給食数-200 食

## 別紙3 サービス対価の支払方法

### 1 サービス対価の支払い方法

#### (1) サービス対価の支払い方法

サービス対価の支払い方法は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い方法】

費用項目		支払い方法
サービス対価	サービス対価A	<p>ア 事業者は、市への施設の引渡し後、30日以内に市にサービス対価Aの請求書を提出する。</p> <p>イ 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。</p> <p>ウ 市は、文部科学省学校施設環境改善交付金及び起債による支払金について、一括で支払う。</p>
	サービス対価B	<p>ア 市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、令和5年度第1四半期を第1回、令和19年度第4四半期を最終回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。</p> <p>イ 市は、割賦元金に係る消費税について、サービス対価Aと合わせて一括で支払う。</p> <p>ウ 割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR））及び提案されたスプレッドの合計とする。</p> <p>エ 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。</p>
	サービス対価C	<p>ア 市は、サービス対価Cの①～④をまとめて、令和5年度第1四半期分を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。⑤については、令和5年度第4四半期分を第1回とし、年度ごとに計15回支払う。</p> <p>イ 市は、請求書受理後、30日以内に支払う。</p>
	①学校給食調理固定費	<p>ア 市は、応募者が提案した各回の額を支払う。</p>
	②学校給食調理変動費	<p>ア 市は、各期における合計の提供給食数に応募者が提案した1食単価を乗じた額を支払う。</p>
	③配送車の燃料費	<p>ア 市は、応募者が提案した燃料単価に応募者が提案した使用量を乗じた額を払う。</p> <p>イ 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての配送車の燃料費は支払わない。ただし、今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象校の変更が予定されているため、対象校の変更に伴うルート変更による実使用量の超過分については、市の負担とする。</p>
	④光熱水費	<p>ア 市は、応募者が提案した電気、ガス、水道等の単価に応募者が提案した使用量を乗じた額を支払う。</p> <p>イ 支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案した使用量を超過する場合に、超過分についての光熱水費は支払わない。なお、今後の市の学校給食センターの増設に伴い、事業期間中において、対象</p>

		校の変更が予定されているが、対象校変更に伴う食数の増加分については別紙2「年間提供食数」に見込まれているため、対象校の変更に伴う実使用量の超過分についても、市は支払わないものとする。
	⑤修繕・更新費	ア 市は、長期修繕計画に基づく修繕・更新費について、応募者が提案した各年度の金額を、各年度終了後に一括して支払う。

## (2) サービス対価の支払い時期

サービス対価の支払い時期は次のとおりとする。

【表 サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	ア サービス対価A：請求書受理後30日以内 (施設整備後一括で支払い)
第2四半期	7月1日～9月30日	イ サービス対価B：請求書受理後30日以内 (割賦元本に係る消費税については、 サービス対価Aと合わせて一括で支払い)
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	ウ サービス対価C：請求書受理後30日以内

## 2 サービス対価の改定

### (1) サービス対価A及びBの改定

サービス対価A及びBについて、次のとおり物価変動に基づいて改定させる。

- ア 市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日（設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日）を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。
- イ サービス対価の改定方法は、変動前工事費等（本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額から割賦金利及びウ(ア)の基準日における出来形（工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事費等（以下ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額（以下、「改定増減額」という。）について、サービス対価Bの元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。
- ウ サービス対価の改定手続は、次のとおりとする。
- (ア) アの規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- (イ) 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者へ通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。

(ウ) 改定増減額については、提案日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$A = \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

A : 改定増減額 (サービス対価Bの増減額)

B : 変動前残工事費

$\alpha$  : 改定率

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{基準日の指数}}{\text{提案日の指数}} - 1$$

※  $\alpha$  は小数点以下第 4 位を切り捨てるものとし、 $\alpha$  の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

(エ) 改定率の算定の用いる指標は、建設物価 (一般財団法人建設物価調査会) : 建設費指数 (工場 Factory S-工事原価) とし、提案日及び基準日の属する月の確報値とする。ウの算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。

(オ) アに規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価A及びBが不相当となったと認めたとき」とは、提案日の指数と当該時点に属する月の指数 (この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする) との比 (上記ウの  $\alpha$  に相当する率) の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。

(カ) 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

(キ) アの規定による請求は、本規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記ア～ウにおいて「事業契約締結の日」及び「提案日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」、「設計業務の完了日 (設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日)」とあるのは「12 ヶ月」と、それぞれ読み替えるものとする。

## (2) サービス対価Cの改定

サービス対価Cは、次のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度 1 回とし、翌年度の第 1 四半期分から反映させる。

改定率  $\alpha$  は、次のとおりとする。

$$\text{改定率 } \alpha = \frac{\text{改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値}}{\text{改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値}}$$

※ 小数点第 4 位以下の端数は、切り捨てるものとする。

### ① 学校給食調理固定費

(t 年度のサービス対価 C (改定後) の固定費)  
 = (t-1 年度のサービス対価 C のうち固定費) × 改定率 α

② 学校給食調理変動費

(t 年度の給食 1 食当たりの単価 (改定後))  
 = (t-1 年度のサービス対価 C のうち給食 1 食当たりの単価) × 改定率 α

③ 配送車の燃料費

(t 年度の配送車の燃料費の単価 (改定後))  
 = (t-1 年度のサービス対価 C のうち配送車の燃料費の単価) × 改定率 α

④ 光熱水費

(t 年度の光熱水費の単価 (改定後))  
 = (t-1 年度のサービス対価 C のうち光熱水費の単価) × 改定率 α

⑤ 修繕・更新費

(t 年度の修繕・更新費 (改定後))  
 = (t-1 年度のサービス対価 C のうち修繕・更新費の単価) × 改定率 α

※上記計算により、②～④の単価に円単位未満が生じた場合には端数処理せず、②～④のそれぞれの費用を算出後にそれぞれの費用について円単位未満を四捨五入する。

【表 物価変動による見直し時のサービス対価 C の改定方法】

項目	改定費目	物価指標	改定方法
サービス対価 C	①学校給食調理 固定費 (人件費)	毎月勤労統計調査(賃金指数(決まって支給する給与/調査産業計))	ア 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の費目を確定。
	②学校給食調理 変動費 (人件費)		ア 毎年度 8 月末日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当りの単価を確定。 イ サービス対価としては、上記の変動費単価に当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額を支払う。
	③学校給食調理 固定費 (人件費以外)	消費税を除く企業向けサービス価格指数(その他諸サービス)	上記①を参照のこと。
	④学校給食調理 変動費 (人件費以外)		上記②を参照のこと。
	⑤修繕・更新費		上記①を参照のこと。
	⑥配送車の 燃料費		
	⑦光熱水費	消費者物価指数 (中分類指数)	

		(盛岡市)の「光熱・水道」	
--	--	---------------	--

※初回の計算は令和2年度の平均値及び令和3年度の平均値を用いるものとし、令和5年度第1四半期分のサービス対価より適用する。

※消費者物価指数は消費税が含まれる指数となっているため、消費税率が変更された場合には、その後の算定時に留意すること。

※指標は、応募者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

### (3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス対価について、その変更内容に合わせて改定する。

## 別紙4 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

### 1 モニタリングの基本的な考え方

#### (1) モニタリングの目的

市は、事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

市と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、市と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。

#### (2) モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

### 2 設計・建設に関するモニタリング

#### (1) モニタリングの方法

##### ア 書類による確認

市は、設計業務、建設業務、工事監理業務について要求水準書で提出を求める書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、市が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、募集要項、要求水準書、契約書等を満たしているか、市が客観的に確認するための支援を行うこと。

##### イ 現地における確認

市は、本施設の建設に伴い実施する検査及び試験の他、建設工事の中間検査、完了検査、その他必要な確認について、現地でのモニタリングを実施する。

事業者は、市が現地における確認を行う場合には、立ち会うこと。

#### (2) 要求水準を満たしていない場合の措置

##### ア 改善要求

##### (ア) 業務改善計画書の確認

市は、設計業務、建設業務及び工事監理業務が要求水準を満たしていないと確認された場合には、事業者に直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市へ提出し、承諾を得る。

なお、市は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容とは認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求め

ることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

イ 契約の解除

市は、上記アの再度の改善要求を行い、これによっても改善が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

### 3 維持管理・運営に関するモニタリング

(1) モニタリングの方法

ア 定期モニタリングの実施

(ア) 市は、事業者が提出する月報、四半期報告書及び年間業務報告書に基づき、定期モニタリングを行う。

(イ) 市は、定期モニタリングとして、事業者が作成し提出した月報、四半期報告書及び年間業務報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、各業務の遂行状況を確認・評価する。

イ 随時モニタリングの実施

(ア) 市は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

(イ) 市は、事業者に説明要求及び立会いの実施を理由として、本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

項目	事業者	市
定期モニタリング	①セルフモニタリング実施計画書に従って、業務の遂行状況を整理 ②日報を作成・保管 ③月報、四半期報告書及び年間業務報告書を作成・提出	月報、四半期報告書及び年間業務報告書の確認、業務水準の評価
随時モニタリング	—	必要に応じて随時、不定期に、直接確認

(2) 要求水準を満たしていない場合の措置

ア 減額等の対象

減額等の対象となる支払いは、維持管理及び運営業務の対価であるサービス対価Cとする。

イ 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、募集要項等及び事業者提案に示される維持管理業務及び運営業務

に関する内容を履行していないことにより、次の状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	各学校の給食提供時間に間に合わなかった場合
レベル4	各学校の給食提供時間を著しく超過した場合、又は給食を提供できなかった場合

#### ウ 減額等の決定過程

(ア) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を提示する。

(イ) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。

(ウ) 事業者は、レベル3又はレベル4の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童、生徒の割合	レベル3	レベル4
1%未満	0.5ポイント	1ポイント
1%以上5%未満	1ポイント	2ポイント
5%以上10%未満	1.5ポイント	3ポイント
10%以上	2ポイント	4ポイント

(エ) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

エ サービス対価Cの変動費の減額

レベル4については、該当する食数分について変動費から減額する。

<算定式1>

$$\text{減額分} = \text{変動費} \times \text{未供給食数} \div \text{予定給食数}$$

オ サービス対価C総額の減額

(ア) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の措置内容が決定する。ペナルティポイントは、翌四半期に持ち越さない。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	100分の20の減額
8以上	支払停止

(イ) 上表の100分の20の減額は、変動費の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

<算定式2>

$$\text{減額分} = \text{サービス対価C} \times 100 \text{ 分の } 20 + \text{算定式1で求められる額}$$

(ウ) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌期分の支払時に、当該サービス対価C相当額の100分の80を加算して支払う（ただし、レベル4による変動費の減額分については控除する。）。

<算定式3>

$$\begin{aligned} \text{翌期の加算分} = & \text{当該期のサービス対価C (固定費+減額前の変動費)} \times 100 \text{ 分の } 80 \\ & - \text{当該期の算定式1で求められる額} \end{aligned}$$

(エ) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4以上であれば、市は契約を解除することができる。

【サービス対価Cのモニタリングの流れ】

